アフガニスタン出身の父母の無国籍認定と子どもの日本国籍取得

【文 献 種 別】 決定／名古屋高等裁判所
【裁判年月日】 令和 6 年 9 月 11 日
【事 件 番 号】 令和 5 年（ラ）第 431 号
【事 件 名】 就籍許可申立却下審判に対する即時抗告事件
【裁 判 結 果】 審判取消・就籍許可
【参 照 法 令】 国籍法 2 条 3 号
【掲 載 誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25620948

茨城大学准教授 付 月

事実の概要

X（申立人・抗告人）の父母（以下、「X父母」）はいずれも、アフガニスタンで出生し、アフガニスタン・イスラム共和国（以下、「共和国」）国籍を有していた。2 人は 2017 年に同国で婚姻し、翌年に子（以下、「X姉」）が出生した。

Xの父（以下、「X父」）は、2020 年に来日し、大学で国費留学生として学んでいた。一方、Xの母（以下、「X母」）は、アフガニスタン国内の情勢悪化を受けて、X姉と共に 2022 年 2 月に来日した。Xは同年 11 月に愛知県豊橋市で出生した。

X父は、豊橋市役所において、Xの出生届の際に、タリバンによって共和国が崩壊し、X父母は無国籍となったことおよび難民申請中であることを記載したが、豊橋市は、X父母の国籍が「アフガニスタン」であることを前提に、Xの国籍を「アフガニスタン」と記載して受理証明をした。

X父はまた、名古屋出入国在留管理局豊橋港出張所において、Xの在留資格申請の際に、X父母は共和国国籍であったが、共和国はタリバンによって国土を失い、両名とも難民申請中であること、共和国大使館は東京にあるが、本国との連絡がなく、Xの出生届を提出してもどこかの国の国民として登録されることはないなどから、Xの国籍は無国籍であるとの理由書を提出した。しかし、同申請手続において、「アフガニスタン市民権を有している両親の子は、アフガニスタン市民とみなされる旨の規定がある」共和国市民権法の文言にしたがって、在留カード上「アフガニスタン国籍」を有しているX父母の子であるXも同国籍を有しているものと推認されるため、Xの在留カードの「国籍・地域」欄には「アフガニスタン」と記載された。

2022 年 11 月現在、X父母およびX姉の国籍は、住民票上は「アフガニスタン」とされているが、Xの「国籍・地域」欄は空白である。また、X父母およびX姉は翌年 8 月、難民として認定された。

Xは、国籍法 2 条 3 号規定の「日本で生まれた場合において、父母がともに……国籍を有しないとき」に該当し、日本国籍を生来的取得しているため、日本国民として就籍の許可を申し立てた。原審は申立てを却下したため、Xは即時抗告した。

決定の要旨

本決定は、原審判を取り消し、Xの就籍を許可した。まず、国籍法 2 条 3 号の趣旨について、「できる限り無国籍者の発生を防止するため、日本で生まれた上記のような子に日本国籍の取得を認めたものであると解される」と判示した。

本件につき、タリバンは 2021 年 8 月 15 日、首都カブールに侵攻して陥落させ、「共和国の全土を支配下に置くに至り、同年 9 月 7 日、暫定政府の樹立を発表して首長国（筆者注：アフガニスタン・イスラム首長国）の建国を宣言したこと、

共和国は、これにより、その領土に対する支配を失うとともに、国内にも国外にも実効的な政府が存在しない状態に陥り、現在までその状態が続いていること、タリバンは、上記のとおり実効支配した地域に首長国の建国を宣言したが、首長国及び上記暫定政府（タリバン政権）は、現在までに、日本を含めた世界のいずれの国からも正式な国家及び政府として承認されていないことが認められる。」とした。

そして、上記の認定事実を踏まえて、1933 年の「国家の権利及び義務に関する条約」（以下、「モンテビデオ条約」）1 条によれば、Xの出生当時、共和国は、少なくとも「明確な領域」および「政府」を欠いており、「国家としての要件を満たしていなかったことが明らかである」ため、「実質的に国家としての実体を失っていたというべきである」とした。また、暫定政府（タリバン政権）は、モンテビデオ条約 1 条に規定されている「他国と関係を取り結ぶ能力」を欠いている「（自国民の保護等を他国の政府に求めることができない。）状態にあったと解されるし、抗告人父母は、かつて共和国が存在していた領域に戻って暫定政府の保護を受ける意思はないものと解される。そして、国籍は、当該国家が存在することを当然の前提とするものであるから、共和国の国籍をもと有していた抗告人父母は、いずれも、上記当時、少なくとも実質的に国籍法 2 条 3 号にいう『国籍を有しないとき』に該当する者であったというべきである。抗告人父母は、上記当時、上記のような状態の共和国及び暫定政府のいずれからも国民としての保護を受けられない状態になっていたというべきであるから、抗告人父母が共和国又は首長国の国籍を有するものとし、日本において出生した抗告人に日本国籍の取得を認めないことは、可及的に無国籍者の発生を防止して国家による本人の利益の保護を図るという同号の趣旨に反すると解されるし、児童は出生の時から国籍を取得する権利を有し、締約国はこの権利の実現を確保するとしている『児童の権利に関する条約』7 条の趣旨にも反するものと解される。」「以上によれば、抗告人は、国籍法 2 条 3 号に基づき、日本国籍を取得したものというべきである。」として、Xの就籍を許可した。

判例の解説

本件の争点は、X父母が、国籍法 2 条 3 号後段規定の「ともに……国籍を有しないとき」に該当するか否かである。

本件事案は、以下の 3 点において特徴的といえる。第 1 に、本件は、日本で生まれた子どもの無国籍防止ないし日本国籍取得のために、その父母の無国籍認定が問題となった事案である。X父母がともに無国籍者であるか、つまり、国籍法 2 条 3 号後段の解釈・適用をめぐって、無国籍者認定に関する司法判断が真正面から問われた事案として注目される[1)]。第 2 に、本件決定において、国籍の前提となる国家の成立要件、ならびに国家承認ないし政府承認と無国籍者認定が関連づけて議論されている点は興味深い。第 3 に、X父母は原審判が出される前に難民として認定されており、難民の無国籍認定事案でもある。

以下では、「国籍を有しないとき」と同義の無国籍者の定義とその認定（一）、本件におけるX父母の無国籍者認定（二）、子どもの権利条約における子どもの国籍取得権と本件X父母の無国籍者認定（三）について解説する。

一　無国籍者の定義とその認定

本件では、X父母がともに「国籍を有しないとき」に該当するかが問われているところ、本決定では、その核心の「国籍を有しないとき」について、明確な定義や判断の枠組みが示されていない。

国籍法 2 条 3 号で規定されている「日本で生まれた場合において、父母がともに……国籍を有しないとき」とは、当該子の出生時に父母がともに無国籍者である場合を意味する[2)]。しかし、国籍法では、「国籍を有しないとき」（＝無国籍であるとき）または「国籍を有しない者」（＝無国籍者）についての定義が規定されていない。その上、統一的な判断基準や手続といった無国籍認定制度が欠如しているため、実務では各法令の適用場面ごとに、担当の行政機関または司法機関にその判断が委ねられている[3)]。本件もその例から漏れていない。

他方、国際法では唯一、1954 年採択の「無国籍者の地位に関する条約」（以下、「無国籍者地位

条約」）において、「無国籍者」が定義されている。すなわち、「この条約の適用上、『無国籍者』とは、いずれの国によってもその法の運用において国民と認められていない者をいう。」[4]（同条約1条1項）。同定義について、「この条約の適用上」との文言が付されているが、国際法委員会によれば、慣習国際法の一部を成すと結論づけられている[5]。したがって、同条約の締約国でない日本においても、同定義が適用されなければならない。

同条約上の定義にしたがって、ある個人が「無国籍者」に該当するかどうかの判断（無国籍者認定）を行う際に考慮されるべき事項および具体的な判断基準について、国連難民高等弁務官事務所（以下、「UNHCR」）は、2012年にガイドラインを作成し[6]、『無国籍者の保護に関するハンドブック』（以下、「ハンドブック」）に収録し公表している[7]。難民の保護と並んで、無国籍者の特定、防止、削減、ならびに保護に関する責任を負うUNHCRによって示された「無国籍者」の解釈適用に関する基準は、参照されるべき指針といえる。以下では、UNHCRハンドブックを手掛かりに、本決定における無国籍者認定について検討する。

二　本件におけるX父母の無国籍者認定

上記の通り、無国籍者地位条約で定義されている「無国籍者」とは、「いずれの国によってもその法の運用において国民と認められていない者」である。まず、「いずれの国」とは、世界中すべての国ではなく、出生国や親の国籍国のように、国民と認められている（＝国籍を有する）可能性のある関連国に限定される[8]。本件X父母については、国民として認められていた（＝国籍を有していた）アフガニスタン1カ国だけである。本決定においても、それを前提に検討されている。

次に、「国」とは何かについて、モンテビデオ条約1条では、「国際法人格としての国は、次の資格をもたなければならない」として、(a) 永続的住民、(b) 明確な領域、(c) 政府、(d) 他国と関係を取り結ぶ能力が規定されている。同条約は地域的条約でありながら、1条の規定は一般国際法における国家の要件として広く認められている[9]。本決定も同条に依拠して、Xの出生時、共和国とタリバンが樹立を宣言した首長国はいずれも国家としての要件を欠くとした。興味深いのは、国籍の前提となる国家の存在、ならびに国家承認ないし政府承認と無国籍者認定が関連づけて議論されていることである。現タリバン政権については、各国による非承認という事実から「他国と関係を結ぶ能力」を欠くため、X父母は同政権から国民としての保護を受けられないとの見解を示した。国籍を有することないし国民と認められていることの実質的意味は、国民として当該国家の保護を受けられることであり、また、その保護を受ける本人の意思も考慮され得ることが示唆されている。その結果、X父母は、少なくとも実質的に国籍法2条3号にいう「国籍を有しないとき」に該当する者との結論に至っている。政府が国際的に承認されていない場合、その国民は実質的保護を欠くことにより無国籍者と認定し得ることを示した。

確かに、国際法上、国家としていったん成立すると、実効的政府が存在しなくなっても、当該国の存続は強く推定され、直ちに国家性が否定されるわけではない[10]。また、革命やクーデターによって非合法的に政府が変わっても、国は変わらず同一性を保持すると原則的に考えられる[11]。

しかし、政権交替と無国籍の発生については、無関係ではない[12]。Xの出生当時、日本を含む世界のいずれの国からもその正当性を正式に承認されていないタリバン政権[13]の下で、本件X父母が、「その法の運用において国民と認められていない者」に該当する可能性は十分に考えられる。2000年当時のタリバン政権によって制定された「アフガニスタン・イスラム首長国国籍法」9条1項では、首長国市民権の剥奪または喪失は「イスラム教の教義および原則に合致する場合に」可能と定められ、また、同法31条1項では、「国家及び国民に対する反逆罪で起訴された場合」に「国籍を剥奪されることがある」と規定されている[14]。そして、タリバン政権は2021年の政権再掌握後、「アフガニスタン国民のいかなる者も、市民権を剥奪されてはならない。」との規定をもつ2004年憲法[15]を停止させた[16]。タリバン政権が現在に至るまで、ほとんどの国から承認されていないのは、深刻な人権侵害の主体であるからということを考えれば、殊更この点は無視できな

い。ましてや、X父母は日本政府から難民としての地位が認定された者であり、タリバン政権からは反逆者、国民と認められていない取扱いを受ける可能性は否めない[17]。

三　子どもの国籍取得権とX父母の無国籍者認定

国籍をもつことは人権であり、そのため、無国籍の発生を防止し、国籍を取得する権利の保障は複数の国際人権条約で規定されている[18]。

本決定において、X父母が無国籍者であるとの判断を決定づけたのは、子どもの無国籍の発生防止ないし国籍取得権の保障が重視されたからといえよう。本決定では、日本で生まれた子どもについて、「できる限り無国籍者の発生を防止する」という国籍法2条3号の立法趣旨に加えて、児童の権利に関する条約（以下、「子どもの権利条約」）7条に基づいて、日本は締約国として「出生の時から国籍を取得する権利」の実現を確保する義務があると明示された。その上で、X父母が共和国または首長国の国籍を有するものとし、日本で生まれたXに日本国籍の取得を認めないことは、上記国籍法のみならず、子どもの権利条約の趣旨にも反するものとした。国内法である国籍法について、国際人権条約に適合的に解釈した判断と評することができる[19]。

2021年に国籍法3条3項が新設され、認知によって日本国籍を取得した者について、認知の反対事実が判明したとき、たとえ無国籍になる場合であっても、遡及的に日本国籍を喪失させてしまうなか、子どもの無国籍防止ないし国籍取得権を重視する本件決定の意義は大きい。

今後の課題として、国籍法2条3号後段規定の父母の無国籍者認定に当たって、子どもの国籍取得権および子どもの最善の利益を考慮した判断要素や基準の明確化、そして適正な無国籍認定手続の制定が急務と考える。

●――注

1）東京家立川支審2016・12・5（公刊物未登載）では、日本で生まれた子について、法律上の父が知れず、母の国籍を無国籍と認定し、国籍法2条3号により生来的に日本国籍を取得しているとして就籍を許可した。無国籍研究会『日本における無国籍者―類型論的調査―』（UNHCR駐日事務所、2017年）69～70頁。

2）木棚照一『逐条 国籍法――課題の解明と条文の解説』（日本加除出版、2021年）329頁。

3）小田川綾音＝付月「日本の無国籍問題をめぐる現状と課題」法時86巻11号（2014年）47～52頁。

4）同条文の和訳は、国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所『無国籍者の保護に関するハンドブック』（2022年）11頁による。

5）UNHCR, *Handbook on Protection of Stateless Persons*, 2014, p.9.

6）UNHCR, Guidelines on Statelessness No.1: The definition of 'Stateless Person' in Article 1(1) of the 1954 Convention relating to the Status of Stateless Persons, HCR/GS/12/01, 2012.

7）UNHCR・前掲注5）。日本語版は、UNHCR駐日事務所・前掲注4）。

8）UNHCR駐日事務所・前掲注4）13頁。

9）岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2020年）133～134頁。

10）UNHCR駐日事務所・前掲注4）14頁、岩沢・前掲注9）134頁。

11）国家同一性または継続性の原則。岩沢・前掲注9）146頁。

12）無国籍を生じさせる原因は多岐にわたる上、非常に複雑である。たとえば、Dorota Pudzianowska, *Statelessness in Public Law*, 2023, pp.32-37参照。

13）2026年7月現在においても、タリバン政権を正式に政府承認したのは、ロシア1カ国のみである。

14）Law on Citizenship of the Islamic Emirate of Afghanistan, 24 June 2000. Xの出生当時、同法は効力を有していたか、もし効力を有していた場合の運用実態は不明といわざるを得ない。

15）Constitution of Afghanistan (2004-2021, reportedly suspended in 2021), 3 January 2004.

16）タリバン政権は、三権分立や司法の独立を含む主要な保護措置をも事実上撤廃させた。Richard Bennet, *Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Afghanistan*, A/HRC/59/25, 2025, para.22.

17）難民で、かつ無国籍者と認められた事案として、東京高判2020・1・29判タ1479号28頁がある。

18）自由権規約委員会は、1989年に自由権規約24条（子どもの権利）に関する一般的意見17を採択し、2020年にD.Z. 対オランダ事件において初めて子どもの国籍取得権（自由権規約24条3項）に関する見解を示した（CCPR/C/130/D/2918/2016）。

19）申惠丰「国籍付与における申請者の無国籍性」ジュリ臨増1610号（2025年）243頁。